

議案第55号

加西市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

加西市個人情報保護条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和3年9月1日提出

加西市長 西村 和 平

加西市個人情報保護条例の一部を改正する条例

加西市個人情報保護条例（平成17年加西市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第35条第2項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(審議資料)

デジタル庁設置法（令和 3 年法律第 36 号）及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 37 号）の一部が改正され、情報提供等記録を訂正した場合の通知先の変更及び引用する条項に号ずれが生じたことから、所要の改正を行うもの。